

「指定介護予防支援等」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(宇城市指定 第4301300010号)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業（以下、等）のサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆介護予防支援等とは

契約者が居宅での介護予防サービスや介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業という）、その他の保健医療サービス、福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等を適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「介護予防サービス、総合事業計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の介護予防サービス等に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、介護予防サービス、総合事業計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、介護予防サービス、総合事業計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要支援認定の結果「要支援」と認定された方と「事業対象者」の方が対象となります。要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 業務の委託	5
7. サービスの利用に関する留意事項	6
8. 苦情の受付について	6

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 宇城市社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 熊本県宇城市松橋町豊福1786
- (3) 電話番号 0964-32-1316
- (4) 代表者氏名 会長 野田 眞
- (5) 設立年月日 平成17年 1月15日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防支援事業所
- (2) 事業の目的

社会福祉法人宇城市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が実施する指定介護予防支援等の事業（以下、「本事業」という。）は、要支援者等からの相談に応じ、及び要支援者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、介護予防サービス、総合事業を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定介護予防サービス等事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

- (3) 事業所の名称 宇城市地域包括支援センター
平成18年 4月 1日指定 熊本県4301300010号
平成18年11月15日指定 宇城市4301300010号
- (4) 事業所の所在地 熊本県宇城市松橋町豊福1786
- (5) 電話番号 0964-25-2015
- (6) 事業所長（管理者）氏名 岩山 晃久
- (7) 当事業所の運営方針

- ①本事業は、利用者が要支援状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- ③利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- ④介護認定調査の委託を受けた場合は、調査対象者に対し公平中立に正しい調査を行い、その知識を有するよう研鑽を行う。
- ⑤本事業の運営にあたっては、関係市町村、他の指定介護予防支援事業者、指定介護予防サービス等事業者、介護保険施設及び関係機関等との連携に努める。

- (8) 開設年月 平成18年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 熊本県宇城市全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	通常月曜日～金曜日
受付時間	午前8時30分～午後5時15分
サービス提供時間帯	午前8時30分～午後5時15分

※但し、休日及び時間外については、転送電話にて対応します。

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防支援等サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1名	0名	1名	1名	本所の介護支援専門員その他の従事者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従事者にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。 要支援者等からの相談に応じ、本事業の利用の申込に係る調整、及び要支援者等がその心身の状況や置かれている環境などに応じて、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容などの計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定介護予防サービス等事業者等との連絡調整等を行う。
2. 保健師	3名	0名	3名	—	
3. 看護師	0名	0名	0名	—	
4. 社会福祉士	3名	0名	3名	—	
5. 主任介護支援専門員	4名	0名	4名	—	
6. 介護支援専門員等	6名	0名	6名	1名	

※常勤換算：職員それぞれの週あたり勤務時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護支援専門員が1名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5日÷40時間）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、介護予防支援等として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金（契約書第4～7条、第9条参照）

＜サービスの内容＞

①介護予防サービス等計画の作成

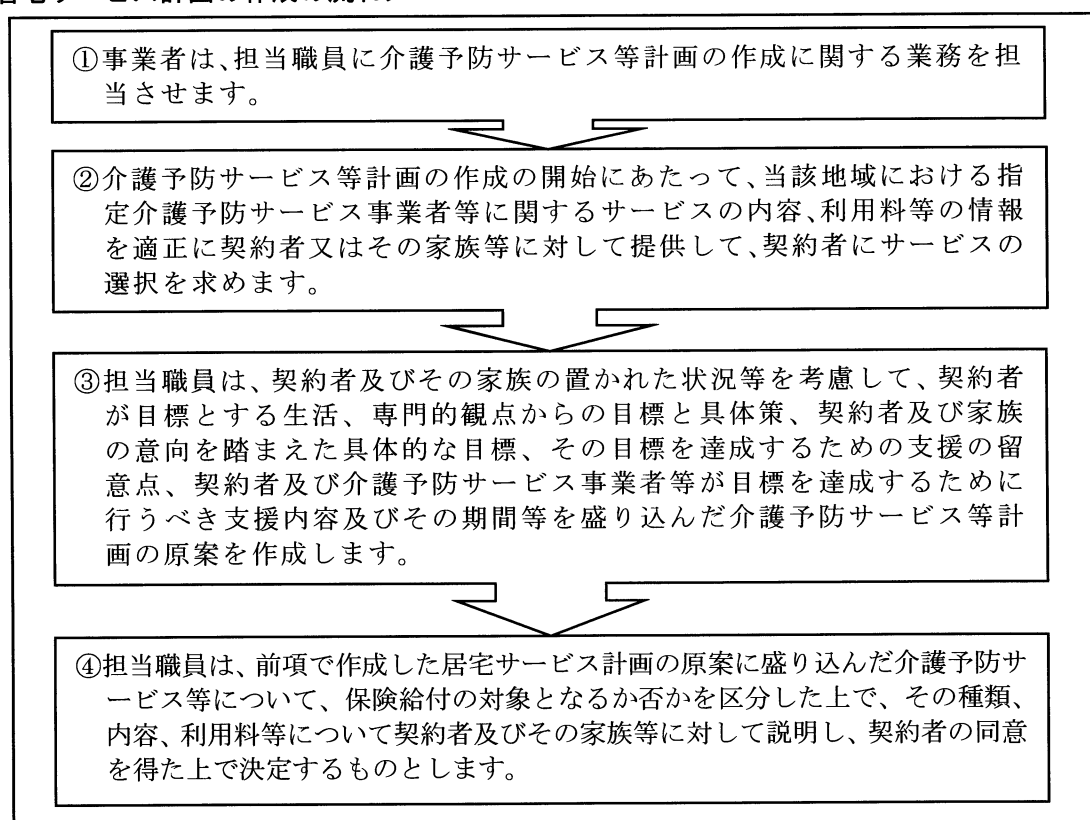
ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、介護予防サービス等及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等（以下「指定介護予防サービス事業者等」とい

う。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、介護予防サービス等計画を作成します。

②介護予防サービス等計画の交付

保健師その他指定介護予防支援等に関する知識を有する職員（以下、「担当職員」という。）は、介護予防サービス等計画を作成した際には、当該介護予防サービス等計画を利用者及び当該計画に位置づけた指定介護予防サービス等の担当者に交付します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



③介護予防サービス等計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防サービス等計画の実施状況を把握します。
- ・介護予防サービス等計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要支援認定の更新申請及び要介護認定申請等に必要な援助を行います。

④介護予防サービス等計画の変更

ご契約者が介護予防サービス等計画の変更を希望した場合、または事業者が介護予防サービス等計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、介護予防サービス等計画を変更します。

⑤介護予防サービス等計画の評価

担当職員は、介護予防サービス等計画に位置づけた期間が終了するときは、当該計画の目標達成について評価を行います。

⑥介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、契約者の介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

介護予防支援等に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

利用料金	介護保険法等に定める介護報酬告示上の額（月額）
------	-------------------------

（２）交通費（契約書第９条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費（事業所より片道１km あたり２０円）をいただきます。

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月１６日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

下記指定口座への振り込み 熊本宇城農協 不知火支所 普通０００７９５７ 宇城市社会福祉協議会 会長 野田 眞
--

前記（２）の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

６．業務の委託

当事業所では、以下の〈業務委託内容〉の一部又は全部を宇城市内外の指定居宅介護支援事業所に委託する場合があります。契約者の介護予防サービス等計画の作成を担当する事業所（当事業を含む）については、契約者と協議の上、決定します。

業務の委託をする居宅介護支援事業所は、委託業務の実施にあたって、当事業所と同様、契約書第１２条に定める守秘義務を守ります。

＜業務委託内容＞

- ①アセスメント
- ②介護予防サービス・介護予防・日常生活支援総合事業支援計画原案の作成
- ③サービス担当者会議の開催
- ④介護予防サービス・介護予防・日常生活支援総合事業支援計画書の説明・決定
- ⑤介護予防サービス・介護予防・日常生活支援総合事業支援計画書の交付
- ⑥サービス提供の連絡・調整
- ⑦モニタリング
- ⑧評価
- ⑨給付管理業務

⑩介護予防小規模多機能型居宅介護事業所との連絡に係る業務

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う担当職員

サービス提供時に、当事業所及び4. に記載した居宅介護支援事業所のいずれかにおいて担当職員を決定します。サービス提供を行う事業所については、契約者と協議の上、決定します。

(2) 担当職員の交替（契約書第8条参照）

①事業者からの担当職員の交替

事業者の都合により、担当職員を交替することがあります。

担当職員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された担当職員の交替を希望する場合には、当該担当職員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して担当職員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の担当職員の指名はできません。

8. 苦情の受付について（契約書第19条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） センター長

○受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時

(2) 行政機関その他苦情受付機関

宇城市健康福祉部 高齢介護課 介護保険係	所在地 熊本県宇城市松橋町大野85番地 電話番号 0964-32-1111 FAX 0964-32-0110 受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時
熊本県国民健康保険団体 連合会 介護サービス苦情相談窓 口	所在地 熊本市東区健軍2丁目4番10号 電話番号 096-214-1101 FAX 096-214-1105 受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時
熊本県社会福祉協議会 熊本県福祉サービス運営 適正化委員会	所在地 熊本市中央区南千反畑町3-7 電話番号 096-324-5471 FAX 096-324-5456 受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時

令和 年 月 日

指定介護予防支援サービス等の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

介護予防支援事業所 宇城市地域包括支援センター

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防支援等サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 熊本県宇城市

氏 名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成18年3月14日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。
--

＜重要事項説明書付属文書＞

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した介護予防支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の介護予防支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の介護予防サービス等計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、担当職員または従業員は、介護予防支援等を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
 - ・サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護予防サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができます。

2. 損害賠償について（契約書第14条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第3条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第15条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が要介護と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出 (契約書第16条、第17条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業者が作成した介護予防サービス等計画に同意できない場合
- ②事業者もしくは担当職員が正当な理由なく本契約に定める介護予防支援等を実施しない場合
- ③事業者もしくは担当職員が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくは担当職員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第18条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合